

## 資料2

### 山陽小野田市手話言語条例（案）について

#### 1 手話に関する法律等の経緯について

##### ○国連総会における採択

- ・2006年（平成18年）12月  
「障害者権利条約」（正式名称：障害者の権利に関する条約）を採択  
手話が言語に含まれることが明記された。

##### ○日本における流れ

- ・2007年（平成19年） 障害者権利条約に署名
- ・2011年（平成23年） 障害者基本法改正  
手話が言語に含まれることが明記された。
- ・2013年（平成25年） 障害者総合支援法施行、障害者差別解消法制定
- ・2014年（平成26年） 障害者権利条約に批准
- ・2016年（平成28年） 障害者差別解消法施行  
「不当な差別的取扱い」を禁止、「合理的配慮の提供」が求められた。

##### ○県内の条例制定状況

- ・山口県（令和元年10月制定・公布）・・・別紙1のとおり
- ・萩市、宇部市（「障害のある人へのコミュニケーション支援条例」）

#### 2 山陽小野田市における条例制定について

##### ○山陽小野田市議会民生福祉委員会の総意で条例制定について要望

##### ○山陽小野田市手話言語条例の構成素案・・・別紙2のとおり

##### ○条例制定までの流れ（予定）

- ・関係団体、関係者への説明及び意見聴取
- ・パブリックコメントの実施
- ・令和2年市議会9月定例会にて条例制定議案を上程
- ・条例の制定・公布（令和2年10月目標）

山口県手話言語条例をここに公布する。

令和元年十月八日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県条例第十四号

### 山口県手話言語条例

手話は、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語である。このことは、平成十八年に国際連合において採択された障害者の権利に関する条約において定義されており、世界共通の理解である。

我が国においても、手話は明治時代からろう者の間で、思考や意思疎通の手段として用いられ、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で重要なものとして大切に受け継がれ、発展してきた。ろう学校において読話と発声訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、その使用が制限された時期もあったが、平成二十三年に改正された障害者基本法において、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

一方、本県においては、手話が音声言語と異なる独自の言語であるという認識がいまだ県民に定着しているとは言えず、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会も著しく不足しているなど、手話を言語として使用しやすい環境は、十分に整備されていない状況にある。このことにより、聴覚障害者は、日常生活における意思疎通のみならず、その成長の過程で思考力や表現力を身に付け、豊かな人間性をはぐくむ上でも困難な状況に直面している。

このため、広く県民に対し手話の普及を図るとともに、聴覚障害者及びその家族が共に手話を習得する機会を確保することが極めて重要である。

ここに私たちは、手話を守り、発展させてきた郷土の先人の志と行動力を受け継ぎ、言語である手話の普及及び習得の機会の確保を図ることにより、ろう者が手話により自由に表現し、意思疎通を円滑に行うことができる地域社会を実現する手話言語による生活革新を成し遂げることを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

**第一条** この条例は、手話が言語であるという認識の下に、手話の普及及び習得の機会の確保について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町、県民、ろう者、手話関係者、学校又は児童福祉施設の設置者及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的に推進し、もつてろう者が手話を使用して生活することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この条例において「ろう者」とは、聴覚障害者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- 2 この条例において「ろう児等」とは、聴覚障害者のうち手話の使用又は習得を必要とする乳幼児、児童、生徒又は学生をいう。
- 3 この条例において「手話関係者」とは、手話通訳を行う者その他の手話に関する活動を行う個人又は団体をいう。

#### (基本理念)

- 第三条 手話の普及及び習得の機会の確保は、県、市町、県民、ろう者、手話関係者、学校又は児童福祉施設の設置者及び事業者が、それぞれその果たすべき役割を認識し、相互に協力しながら一体的に取り組まれなければならない。
- 2 手話の普及及び習得の機会の確保は、手話が独自の言語であり、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継がれてきたものであるという認識の下に推進されなければならない。
- 3 手話の普及及び習得の機会の確保は、手話がろう者はもとより、ろう者以外の者にとっても、情報を取得し、その意思を表示し、及び他人との意思疎通を図るために必要なものであるという認識の下に推進されなければならない。

#### (県の責務)

- 第四条 県は、前条に規定する手話の普及及び習得の機会の確保についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、ろう者及び手話関係者の意見を反映させるよう努めるものとする。

#### (市町の役割)

- 第五条 市町は、基本理念にのっとり、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を講ずるよう努めるとともに、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策と連携するよう努めるものとする。

#### (県民の役割)

- 第六条 県民は、手話が独自の言語であることを認識し、手話に対する関心及び理解を深めるとともに、自主的に手話の習得に努めるものとする。

#### (ろう者及び手話関係者の役割)

- 第七条 ろう者及び手話関係者は、手話の普及及び習得の機会の提供に主体的に取り組むよう努めるとともに、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する

施策に協力するよう努めるものとする。

(学校又は児童福祉施設の設置者の役割)

第八条 ろう児等が在籍する学校又は児童福祉施設の設置者は、ろう児等が手話を使用して集団生活を営むことができるよう、教員又は職員の手話に関する技術の向上のための措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校又は児童福祉施設（県が設置するものを除く。）の設置者は、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、その雇用するろう者が手話を使用して働くことができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者にサービスを提供するときは、手話の使用について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

3 事業者は、県が実施する手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(手話の普及)

第十条 県は、手話の普及を図るため、市町、ろう者及び手話関係者と協力して、県民の手話に接する機会の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、ろう児等が在籍する学校及び児童福祉施設並びにろう者が勤務する事業所における手話の普及を図るため、情報の提供、専門的又は技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(手話の習得の機会の確保)

第十一條 県は、聴覚障害者が、乳幼児期からその発達段階に応じ、その家族と共に手話を習得することができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十二条 県は、手話の普及及び習得の機会の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 山陽小野田市心と笑顔をつなぐ手話言語条例（仮称）構成素案

### 1 前文

- 手話は、物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語で、ろう者は、手話を音声の代わりに用いて思考と意思疎通を行っている。
- 平成18年（2006年）に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。
- 我が国では、この条約への署名を機に、「障害者基本法」の改正など障がい者に対する国内法の整備が推進され、平成26年（2014年）にこの条約を批准した。
- 平成23年（2011年）の「障害者基本法」の改正では、全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られることが求められている。
- 平成25年（2013年）には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進する目的として、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年（2016年）から施行されている。
- このように、手話による自由な意思疎通が保障される社会の構築が求められている。
- 市は、手話に対する理解の促進及び普及を図ることにより、手話が全ての人の心をつなぎ、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、安心して暮らすことのできる共生社会、笑顔あふれるまちの実現を目指す。

### 2 目的

- 手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進

及び普及に関する基本理念を定め、市の責務及び市民や事業者の役割を明らかにする。

- 手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現する。

### 3 基本理念

- 手話がろう者の知的で心豊かな社会生活を営むために受け継がれてきた大切な言語であることを理解すること。
- 手話に対する理解の促進及び普及は、ろう者とろう者以外の者が、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならないこと。

### 4 市の責務

- 基本理念にのっとり、手話に対する理解の促進及び普及を行うこと。
- 日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を実施すること。

### 5 市民、事業者の役割

- 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めること。
- 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めること。

### 6 施策の推進

- 手話に関する施策を推進するため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進すること。
  - ・手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
  - ・手話による情報の発信及び取得に関すること。
  - ・手話による意思疎通支援に関すること。
  - ・手話通訳者の確保及び手話通訳環境の充実に関すること。
- 施策の推進に当たって、別に定める障がい者に関する計画との整合性を図ること。

- 施策の実施において必要がある場合、ろう者、手話通訳者その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること。

## 7 財政上の措置

- 手話に対する理解の促進及び普及に関する施策を推進するためには必要な財政上の措置を講ずるよう努める。